



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4259 号 2018.3.14 発行

### 知的障害者の暮らしの場とは 地域移行に高齢の壁 森本美紀

朝日新聞 2018年3月14日



ネックレスや  
プレスレット  
をつけ、職員  
にお気に入りの  
ハンカチを  
見せる及川栄  
子さん(左)  
＝群馬県高崎  
市のグループ  
ホーム「いし  
はら」



国内唯一の国立知的障害者施設「のぞみの園(その)」が群馬県高崎市に開園され、半世紀近くになりました。入居者は高齢になり、施設は老朽化が進んでいます。「施設から地域へ」という流れの中で、今後はどんな役割を担っていくのでしょうか。園をめぐる取り組みを探ってみました。

#### グループホームで表情和らぐ

高崎市の住宅街にある平屋建ての一軒家。のぞみの園が高齢になった入居者の受け皿としてつくったグループホーム「いしはら」だ。

現在、62歳から82歳の男女8人が暮らす。車いすが対向できる広い廊下やリフト付きの風呂場などを備え、障害の程度が重い人に対応する。

ここで暮らす及川栄子さん(69)は、ピンクのマニキュアがお気に入り。入浴やトイレに介助が必要で、足元はおぼつかない。それでも日中活動の事業所で歌うことや、日曜日に買い物やお花見に出かけることを楽しんでいる。

### 学校のぼやきがネタの原点 恩師が語るR-1優勝者 神戸新聞 2018年3月13日

浜田さんの優勝を喜ぶ今井裕二教諭(右)と菊井澄人教諭＝神戸市垂水区城が山4、兵庫県立視覚特別支援学校(撮影・大山伸一郎)



「R-1ぐらんぷり2018」で優勝した浜田祐太郎さん(28)。白杖を手に舞台に立ち、ほぼ全盲の視覚障害者として経験した身近な疑問を、軽妙なトークで笑いに変えた。母校、兵庫県立視覚特別支援学校(神戸市垂水区)の恩師らは「当時から疑問に思うことを学校でぼやいていた。それがネタの原点になったのでは」と偉業を喜ぶ。

浜田さんは同校高等部の本科と、資格取得を目指す専攻科に在籍し、2011年3月に

卒業。平日は学校の寄宿舎で過ごしていたという。

「入学当時は『人前で話すのは苦手』と自分で言っていて、ナイーブな感じだった」という。専攻科1年で担任し、自身もほぼ全盲の今井裕二教諭（50）は振り返る。

入学2カ月後のことだ。周囲から勧められ校内の弁論大会に出場した浜田さんは、もともと用意していた原稿を使わず、その場で社会の矛盾を突くネタに切り替えたという。会場は爆笑。「面白いこと言うなあ」と強く印象に残っている。「R-1」でもまったく動じる様子はなく、堂々と芸を披露した心臓の強さは、当時からあったようだ。

本番で披露した話を含め、同校での経験が多くのネタの基になっているとみられる。「全員目悪いんです。教室に黒板あったんです。いや、見えへんて!」「修学旅行で北海道に行くってなって、全員目悪いのに、先生が『プロ野球を見に行きます』って。えー!」

こうした鋭いツッコミは、学校でも見せていたという。「当時はもっと愚痴っぽい言い方。社会人になって、それを笑いに変える力をつけたのでは」と今井教諭は目を細める。

今井教諭によると、浜田さんを入学直後から教え、その後も親交が深かった元教諭の男性が先月、急逝した。「浜田さんが『お笑いをやりたい』と打ち明けていた恩師だった。生きていたら、本当に喜んでいると思う」と声を詰まらせた。専攻科2年で担任した弱視の菊井澄人教諭（47）は「活躍が視覚障害を知ってもらえるいい機会になる」と笑顔を見せ、2人は「一発屋にならないように!」とエールを送った。（上田勇紀）

#### 黒板やノートなし デジタル授業の実証実験

NHK ニュース 2018年3月13日

従来の黒板やノートを使わない授業の実証実験が東京都内の学校で公開されました。教育の現場に情報通信技術を活用する取り組みです。

公開されたのは、東京大学と富士通が東京・中野区の「東京大学教育学部附属中等教育学校」で、来月から1年間、計画している実証実験です。

実験では情報通信技術で教室の空間全体をいわばデジタル化して、従来の黒板やノートは原則、使いません。

生徒たちは電子ペンを手にして、授業中、手元書き込んだ内容は天井に設置したカメラが捉えて机の上などに映し出されます。また教師が使うホワイトボードでもすぐに見ることができるため、教室全体で情報が共有しやすくなっています。

公開された英語の授業では、生徒たちがグループごとに分かれて資料を題材に議論しました。実証実験は主にこうしたディスカッション形式で行われ、生徒の発表の頻度や、メモの量などをデータとして記録して教師の指導や評価にも生かすということです。

男子生徒は「自分の意見がすぐに教室全体で共有でき、クラスメートの反応もわかるので、議論するのが楽しくなります」と話していました。

実証実験を担当する東京大学大学院教育学研究科の山本義春教授は「生徒の学習をデータにして蓄積することは、授業の振り返りにも役立ち、教師の指導に活用できると考えている。実証実験を通じて効果を見極めたい」と話していました。

国はICTと呼ばれる、情報通信技術の教育現場への導入を進めることにしていて、電機大手の間でも教育に使うシステムの開発などを強化する動きが広がっています。



#### 『分身ロボット』できたら 800 万ドル

NHK ニュース 2018年3月13日

「遠く離れた場所から、自分の『分身』となって自由に動けるロボットを作ったチームに

賞金800万ドル」。こんなロボット技術開発のコンテストを日本の航空会社とアメリカの財団が共同で開催することになりました。

このコンテストは大手航空会社「全日空」とアメリカの民間の財団、「XPRIZE」が、12日、発表しました。

ロボット技術開発の最終目標は、遠隔地から人が操縦して自分の分身のように自由に動かせるようにすることで、企業や大学など誰でも参加が可能です。

書類選考のあと、2020年から予選が始まり、2021年10月に行われる最終選考では、開発したロボットを遠くから操縦して、災害救助や介護などさまざまな状況を想定した課題に取り組み、得点が最も高いチームに800万ドルの賞金が与えられるということです。あたかも人間の分身（アバター）が遠く離れた場所にいるようにロボットを動かす技術は、日本では企業や大学で開発が進められていて、海外では軍事目的の開発も進められています。

コンテストを主催する「XPRIZE」のピーター・ディアマンディスさんは「この技術の開発が進めば、将来的には、遠く離れた場所から、ロボットを使って医師が患者を助けたり、親を介護できるようになります。今回のコンテストを通じて、そうしたことが実現できる可能性があることを示したい」と話しています。

## 保育士の“争奪戦”激化 週休3日制、子連れOKなど人材確保躍起

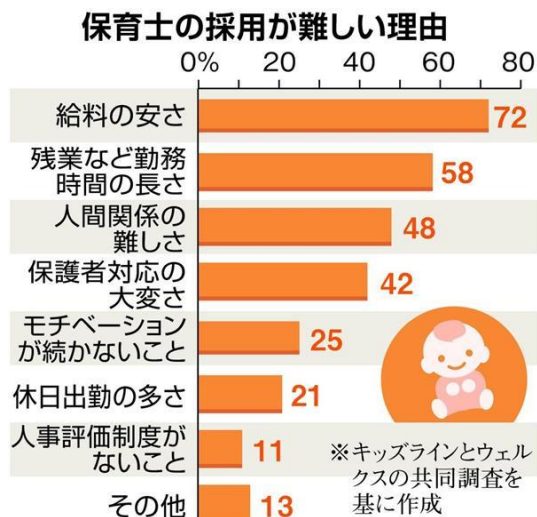
産経新聞 2018年3月14日

都市圏を中心に保育士の“争奪戦”が激化している。保育士不足は「待機児童」の解消を阻む大きな壁だが、週休3日制導入による待遇改善や子育てなどで離職した保育士の復帰促進など、独自の工夫で人材確保に乗り出す動きが増えている。（玉崎栄次）

### ◆定員4倍の応募

横浜市で今月、認可保育所の休園が決まり、新年度に3～5歳になる園児37人が転園を余儀なくされることになった。休園の理由は保育士の不足だ。

保育士不足は都市圏を中心に深刻さを増している。厚生労働省によると、有効求人倍



率（1月時点）は全国で3・38倍。東京や大阪の大都市圏では、それぞれ6・43倍、5・13倍と、6人の募集に1人しか応募がない状況だ。

しかし、独自の工夫で人材確保を進める保育園もある。人材派遣会社「長屋心（ながやごころ）」（名古屋市）が4月、愛知県大府市に開園する「なごごころ保育園 大府」では、定員20人の枠に80人の応募があった。

理由は待遇のよさだ。連絡帳記入など手書きだった書類仕事をスマートフォンアプリの活用で効率化。室内の壁の飾り付けも、やる場所やらない場所を選別。保護者からの意見や要望も園ではなく本社で受け、職員が保育に専念できる環境を整えた。

## 保育士の現状の給与額(月給)



さらに、休日出勤や残業などの負担を解消するため週休3日制を導入する一方で、収入を重視する職員には副業を認め、同社で紹介もするという。

長屋心の三輪高之社長は「より自由なスタイルで働ける職場をつくることで保育士のストレスを減らせる。保育業界には働き方改革が急務だ」と話す。

#### ◆「潜在保育士」復帰

資格を持っていても子育てなどの理由で働いていない「潜在保育士」の復職も人材確保の鍵だ。推計では約86万人（平成28年10月時点）に上っている。

ITコンサルティングの「ファントレ」（東京都新宿区）が4月に開園する「輝きベビー保育園 篠崎」（江戸川区）で保育士の採用に「子連れ勤務」を提示したところ、定員10人に3倍の応募があった。採用された鈴木友美さん（35）は子育てで数年、現場を離れていた。「自分の子供を預けて保育に携わることに抵抗があったが、子供を見守りながら働けるので応募した」

都内に7つの園を運営する「ハイブリッド맘」（千代田区）でも一昨年から「子連れ勤務」制度を導入。「ハッピー맘東雲園」に子連れ勤務する武元かおるさん（30）は「自分が復帰することで園で預かれる子供も増えるのでやりがいを感じる」と話した。

#### ◆やりがい意識

モチベーションを高めて離職を防ぐことも課題だ。「リクルートマーケティングパートナーズ」（中央区）で保育関連事業に携わる森脇潤一さんは「保育士が仕事にやりがいを感じ、社会に貢献していると実感できるようにすれば離職を減らせる」と指摘する。

例えば、関東に14園を運営する「茶々保育園グループ」（埼玉県）では、保育士に名刺を持たせることで職業意識を高めている。森脇さんは「給与などだけでなく、保育士自身が専門職であることを理解し働き続けてもらうことが重要」と語る。また、そのためには、施設の掃除や書類作成などを外部に委託し、効率化することが有効と指摘し、「保育士の多忙感を軽減して、保育業務に集中できる環境を整える必要がある」と話した。



採用の壁は「給料の安さ」「保護者対応」

民間企業の調査によると、保育士の採用が難しい理由は「給料の安さ」が72%で最多。「勤務時間の長さ」（58%）や「人間関係の難しさ」（48%）、「保護者対応の大変さ」（42%）も大きな原因となっている。

給与額（月給）は22%の保育士が「15万～17万円未満」で最多。次いで「17万～19万円未満」と「19万～21万円未満」がともに18%だった。

調査は昨年5月、ベビーシッターサービスを手がける「キッズライン」（東京都港区）と保育分野の人材紹介サービス会社「ウェルクス」（台東区）が共同で、保育士や保護者ら計159人を対象に実施した。

## 禁止の放射線照射を国容認 旧優生保護法下の不妊手術

西日本新聞 2018年03月13日

放射線照射による優生手術について、旧厚生省が学術研究目的で許可した公文書（京都府立京都学・歴彩館所蔵）

旧優生保護法下で障害者らへの不妊手術が繰り返された問題で、旧厚生省が1949年、京都府に対し、旧法や関連通知が認めていない放射線照射による措置を学術研究目的で許可していたことが13日、分かった。京都府立京都学・歴彩館に残る府の公文書で判明。府に問い合わせた京大が実際に照射による優生手術を行ったかは不明だが、当時から健康被害の恐れは指摘されており、識者は「法が認めていない術式を国が許可したのは問題」としている。



実際に照射による優生手術を実施したかどうかについて京大は取材に「資料がなく確認できない」と回答した。

## 成人年齢引き下げに関連する主な法律

民法	成人の年齢を20歳から18歳に引き下げ 女性の結婚年齢を16歳から18歳に引き上げ
◎ 現行の「20歳」を維持するために見直す法律	
未成年者 飲酒禁止法	法律名を変更
未成年者 喫煙禁止法	法律名を変更
競馬法	勝馬投票券の購入禁止年齢を「未成年者」から「20歳未満の者」に変更
◎ 条文上「20歳」と明記されているものを「18歳」に直す法律	
国籍法	重国籍になったときが20歳未満なら22歳までに、20歳以上ならそのときから2年以内にしなければならない国籍選択をそれぞれ2歳引き下げ
旅券法	有効期限10年のパスポート取得可能年齢を20歳から18歳に引き下げ
性同一性 障害特例法	性同一性障害者が家庭裁判所に性別変更の審判を申し立てられる年齢を20歳から18歳に引き下げ
◎ 若者の消費者被害防止のための要件を追加する法律	
消費者 契約法	「デト商法」など若者が被害に遭いやすい悪質商法に取消権を追加する

ないので各市区町村の判断になるのだが、「成人式も18歳で」となると対象者の約半数は受験生。出席率は激減し、晴れ着の売り上げも落ち込むことが予想される。

石崎さんによると、呉服業界の市場規模は約2800億円。このうち振り袖は約700億円だという。成人式の出席者減少は業界にとっては死活問題となる。

豪雪地帯などでは8月に成人式を行うところもあるので、時期をずらすという方法はある。しかし、石崎さんは「8月に振り袖を着るのは暑くて無理。ずらしても振り袖の売り上げ減少には歯止めがかからないだろう」と話す。

全国1100の呉服店などが加盟する和装振興団体「日本きもの連盟」（京都市）は平成29年末、「これまで通り20歳で行うようにしてほしい」との要望書を首相や法相らに提出した。

だが、自民党内で成人年齢引き下げの議論を続けてきた船田元（はじめ）衆院議員は「法改正の趣旨から、成人式の対象を20歳にするのは難しい」。その上で「これまでの党内議論で、成人式の話は全く出ていなかった。これから議論していきたい」としている。

一方、成人年齢引き下げを当て込む業界もある。旅券法も併せて見直され、有効期限10年のパスポートが取得できる年齢も18歳になる。これを好機と捉えている旅行業界もその一つだ。

若者の海外旅行離れが叫ばれて久しい。出入国管理統計によると、8年に約462万人いた20代の出国者は28年には約281万人と、4割も減少している。

こうした現状の中、12～24歳の若者がパスポートを取得すれば1万円を贈るキャンペーンを展開している日本旅行業協会は「改正されれば若者が海外旅行に行きやすくなると思う。ありがたい」と話す。

大手旅行代理店のHISも改正は大歓迎。ただし、10年パスポート取得ではなく、成

【成人年齢引き下げ】旅行業界、海外離れ歯止めに期待 弁護士会「悪徳商法被害拡大も」各界悲喜こもごも

産経新聞 2018年3月13日

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案と関連法の見直し案が13日、閣議決定された。大学受験とぶつかる成人式の日程のほか、18歳で有効期限10年のパスポートを取得できるようになるなど影響を受けそうな業界は、どう受け止めているのか。

「業界にとって、影響はかなり大きい」。危機感を募らせるのは、経済産業省の和装振興研究会委員も務めた着物プロデューサーの石崎功さんだ。

危機感の源は、多くの新成人が晴れ着を着る成人式の対象年齢。法律で決まった行事では

人年齢が下がることで、18歳から契約に親の同意がいらなくなる点に熱い視線を送る。

「今、未成年者は海外旅行をしたくても、契約には親の同意が必要なので、親が反対したら行けない。しかし、18歳から自由に契約ができるようになると、例えば『高校の卒業旅行で海外』というのも選択肢に入るので客層が広がる」と期待を寄せている。

成人年齢引き下げで、18歳から親の同意がなくても自由に契約が可能となる。東京弁護士会消費者教育部会長の高田一宏弁護士は「今後、18、19歳が悪質商法に狙われるリスクが高まると思う」と懸念する。

高田弁護士らは小中高校で消費者教育の“出前授業”を行っており、そこで生徒の金銭管理の甘さや、消費者意識の低さを感じることもあるという。

消費者契約法の改正案では、不安をあおる商法や恋愛感情を利用したデート商法などは契約を取り消せる規定を盛り込んだが、高田弁護士は「足りない」と話す。「新たなタイプの悪質商法も生まれている。消費者被害を防ぐための学校での消費者教育のさらなる充実が必要だ」と訴えている。

## 社説 18歳の自立を後押ししよう

日本経済新聞 2018年3月14日

「大人」と「子ども」の線引きが変わる。政府は成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案を閣議決定した。今国会で成立すれば、2022年4月1日に施行する。

すでに国民投票の投票権と選挙権年齢は、「18歳以上」に引き下げられている。国際的にも18歳を成人とする国は多い。今回の見直しは、若い世代が社会で存在感を高めることにもつながるだろう。

ただ、「20歳」の線引きは明治時代から続いてきただけに、不安を感じる人も少なくない。大人への助走期間は、18年間と短くなる。自らの責任を自覚し、自立した大人になれるよう、子どもたちが育つ環境整備を急ぎたい。

最大のポイントは、消費者被害の防止策だ。大人になると自分の責任で高額なローン契約などを結べるようになる。政府は消費者契約法を改正し、若者を狙った悪質商法に一定の網をかける方針だが、カバーできる範囲は狭い。消費者教育を充実する必要がある。

就労支援策など、若者の経済的自立を後押しする策も重要だ。より力を入れるべき課題だろう。

今回の民法改正案には、女性が結婚できる年齢を16歳から18歳に引き上げることも盛り込まれた。男性は今も18歳だ。男女の区別に合理的な理由はなく、適切だ。

「未成年」や「20歳」といった年齢の区切りを持つ法律は、民法のほかにも多くある。民法改正に合わせて18歳に変えるかどうかはそれぞれの法律によって異なる。例えば、未成年の飲酒や喫煙を禁じる法律は、現行の規制内容を維持し、20歳未満は認めない。健康への影響を考えれば当然だろう。

少年法については、対象年齢を変えるか議論が続いている。18、19歳を成人と同じ刑事手続きにそのまま移すと、矯正のための手厚い教育を受けずに社会に戻ることになる。

刑務所の出所者より、少年院などで保護処分を受けた方が再犯率が低いと指摘されている。多角的な検討が必要だ。

## 社説: 18歳成人法案 青年の自覚育む契機にしたい

読売新聞 2018年03月14日

若者が成人としての自覚を持ち、積極的に社会参加する。法改正を、その契機としたい。

政府は、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案を閣議決定した。結婚できる年齢は、男女とも18歳で統一する。今国会で成立させ、2022年4月の施行を目指す。

明治期以来、約140年にわたって定着してきた成人年齢の変更だ。併せて改正される関連法は22に上る。社会生活への大きな影響が予想される。施行までの約4年間は周知

期間に充てられる。

混乱が生じないように、国会で対策を議論する必要がある。

成人年齢の引き下げには、不安の声が少なくないのも事実だ。読売新聞の16年の世論調査では、「反対」が6割を超えている。

英仏や米国の大半の州のほか、ロシアや中国などでは、18歳を成人年齢と定める。世界的には「18歳成人」が主流だと言えよう。

日本でも、選挙権年齢は既に18歳に引き下げられている。成人年齢の引き下げにより、18～19歳の社会的責任は一層重くなる。

主権者教育も含め、社会を支える一員としての意識を高める取り組みを、学校などでさらに充実させなければならない。

飲酒や喫煙、競馬などの公営ギャンブルは、20歳未満の禁止が維持される。「大人とみなす以上、自分で判断させるべきだ」との意見もあったが、「非行を助長する」との指摘は無視できない。

飲酒や喫煙は、始める時期が早いほど、健康への悪影響が大きいとも言われる。20歳に据え置くのは、穏当な判断だろう。

成人年齢が引き下げられると、18～19歳の若者が、親の同意なしにローンやクレジットカードなどの契約を結べるようになる。悪徳商法の標的になる危険もある。

政府は消費者契約法を改正し、契約を取り消せる範囲を広げる方針だ。若者の被害が多いデパート商法などが対象になる。判断力を高める消費者教育も欠かせない。

少年法の適用年齢については、法制審議会で議論が続く。成人年齢に合わせて、18歳未満に引き下げるのが自然な流れだろう。現行の少年法も、18～19歳の被告には死刑の適用を容認している。

引き下げる際に留意すべきは、比較的軽微な罪を犯した18～19歳に対する処遇だ。罰金刑や執行猶予ならば、少年院などでの更生教育の機会が失われたまま、社会復帰することになる。

再犯防止の視点から、新たな制度設計が必要である。

## （社説）大崎事件再審 証拠の弱さは明らかだ

朝日新聞 2018年3月14日

疑わしきは被告人の利益に。

この言い古された、しかし、多くの過ちを経て、先人がたどりついた知恵に基づいて、検察は行動すべきだ。

39年前、鹿児島県大崎町で男性の遺体が堆肥（たいひ）置き場の土中から見つかった事件で、殺人などの罪で服役した親族の女性（90）について、福岡高裁宮崎支部は裁判をやり直すべきだと判断した。昨年6月の鹿児島地裁に続く再審開始の決定である。

地裁の証拠評価や論理を厳しく批判しつつ、異なるアプローチで同じ結論を導き出した。

地裁は、弁護側が提出した「供述心理鑑定」を採用して開始決定を出した。有罪の支えになった関係者の供述を心理学的に分析し、その信用性に疑問を投げかけるものだった。

高裁はこれを「手法も内容も不合理だ」と退け、かわりに地裁がさほど重きを置かなかった法医学鑑定に着目した。

男性の死因は自転車事故などで起きる出血性ショック死の可能性が高いとする鑑定結果を、「合理的な推論で十分に信用できる」と判断。「タオルで力いっぱい首を絞めて殺害した」と認定した確定判決は、見直されるべきだと指摘した。

検察当局には異論があるだろう。だが考えるべきは、この事件で有罪に疑いを唱える司法判断は三つ目になるという点だ。今回は3度目の再審請求だが、第1次請求（95～06年）のときも、後に高裁で取り消されたものの、いったんは地裁が再審を始める決定を出している。

裁判所の見解がこれほど揺れる事件は珍しく、それだけ証拠が脆弱（ぜいじゃく）と見

るべきだ。共犯とされた関係者3人には知的障害があり、供述内容も不自然だったり、説明のつかない変遷をたどったりしている。捜査員による誘導が疑われる典型例だ。

事故死だとすればなぜ遺体が堆肥置き場から見つかったのかなど、不可解な点は残る。だがその責めを負うのは捜査当局であり、元被告の女性ではない。公益の代表者と位置づけられる検察は、罪のない人の救済という再審の目的を踏まえ、裁判のやり直しに応じるべきだ。

今回も再審段階での証拠の扱いが課題になった。鑑定のもとになった遺体写真は、第3次請求になってようやく、裁判所の勧告をうけた検察側がフィルムを開示して明らかになった。

社説でくり返し主張してきたように、現場の運用・裁量に委ねるのではなく、法律を整備して再審におけるルールづくりを急がなければならない。法治国家として当然の務めである。

### 社説:大崎事件／再審開始に時間をかけず

神戸新聞 2018年3月14日

鹿児島県大崎町で1979年に男性の遺体が見つかった大崎事件で、福岡高裁宮崎支部は、殺人罪などで服役した原口アヤ子さんの再審開始を認める決定をした。共犯とされた元夫（故人）に対する裁判のやり直しも認めた。

今回は、90歳で入院中の原口さんの健康を心配した弁護団が一刻も早い結論を求めた。高裁支部は約8カ月のスピード審理で応え、検察側の即時抗告を棄却した。

これで3度目の再審開始決定である。検察は司法判断と真摯（しんし）に向き合うべきだ。最高裁への特別抗告で時間を費やさず、速やかに再審を実現しなければならない。

事件では、遺体で見つかった男性の親族4人が殺人や死体遺棄容疑で逮捕され、有罪が確定した。男性の義姉である原口さんは当初から全面否認し、無罪を主張して最高裁まで争った。懲役10年が確定し、出所後は3度にわたる再審請求に20年以上の歳月を費やしてきた。

高裁支部が重視したのは、「死因は転落事故などによる出血性ショックの可能性が高い」とする法医学鑑定だ。タオルで首を絞めて殺したとした確定判決の矛盾に焦点を当て、弁護団が新証拠と提出した新鑑定を決定理由の根幹に位置付けた。

再審開始を認めた昨年6月の鹿児島地裁決定は、弁護団が提出した供述内容の心理鑑定を評価し、自白の信用性を否定した。高裁支部は心理鑑定の証拠価値を認めなかったものの、地裁とは別の観点から、法医学鑑定に基づき「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」と認めた。

有罪の根拠とされてきた自白への疑義も改めて突き付けられた。高裁支部も、親族の供述が事件の核心部分で大きく変遷している点を疑問視した。自白偏重の捜査が冤罪（えんざい）を生んできた構図がまたも露呈したといえる。

最近の再審請求は、弁護団による「新証拠」が自白の信用性を否定するケースが続いている。熊本県で男性が刺殺された松橋事件や滋賀県東近江市の病院であった男性患者死亡でも自白が事実と反すると判断された。

検察当局は、自白に依拠した捜査手法に対する厳しい警告と受け止めなければならない。月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

